

岡山県公報		発行 岡山県			
目次			担当課（室）		
【告示】			危機管理課		
○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 （県例規集登載）					
○ 指定居宅サービスの事業の廃止			指導監査室		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更			健康推進課		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退			〃		
○ 特定計量器定期検査			産業企画課		
【公告】			県民生活交通課		
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請					
○ 一般競争入札の実施			情報政策課		
○ 河川整備計画の変更案の縦覧			河川課		
○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催			都市計画課		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了			建築指導課		
○ 随意契約の相手方の決定			内部事務課		
○ 一般競争入札の実施			警察本部会計課		
目次			担当課（室）		
【公安委員会】			生活安全企画課		
○ 警備業法に基づく検定			〃		
【岡山県市町村職員共済組合】			岡山県市町村職員共済組合		
○ 平成二十九年度決算の要旨			〃		
【正誤】			岡山県市町村職員共済組合		
○ 保安林の指定の正誤			治山課		
〃			〃		

◎岡山県告示第三百七十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金から適用する。

平成三十年六月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表知事直轄の組織の部岡山県地域防災力強化総合支援事業費補助金の項中

を「4」に、「6」を「5」に改める。	
「	
2	近隣ハザード
自主点検等促進事業	
3	避難訓練等支
援事業	
」	
を	
「	
2	避難訓練等支
援事業	
」	
に、「4」を「3」に、「5」	

◎岡山県告示第三百七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションむつみ

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町尾張六二二番地三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社陸海環境

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄一八八番地の一

三 廃止年月日

平成三十年六月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇八一六

五 サービスの種類

訪問介護

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成三十年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
フアーマシイくらしき薬局	医療機関の名称	フアーマシイくらしき薬局	フアーマシイ薬局くらしき	平成三十年六月一日
フアーマシイさにい薬局	医療機関の名称	フアーマシイさにい薬局	フアーマシイ薬局さにい	平成三十年六月一日
フアーマシイせと薬局	医療機関の名称	フアーマシイせと薬局	フアーマシイ薬局せと	平成三十年六月一日
フアーマシイ西大島薬局	医療機関の名称	フアーマシイ西大島薬局	フアーマシイ薬局西大島	平成三十年六月一日
フアーマシイ井原セントレ薬局	医療機関の名称	フアーマシイ井原セントレ薬局	フアーマシイ薬局井原セントレ	平成三十年六月一日
フアーマシイたかや薬局	医療機関の名称	フアーマシイたかや薬局	フアーマシイ薬局たかや	平成三十年六月一日
フアーマシイよりしま薬局	医療機関の名称	フアーマシイよりしま薬局	フアーマシイ薬局よりしま	平成三十年六月一日
フアーマシイやかげ薬局	医療機関の名称	フアーマシイやかげ薬局	フアーマシイ薬局やかげ	平成三十年六月一日

◎岡山県告示第三百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

はりがや小児科

倉敷市水江一五九九―九

平成三十年五月三十一日

◎岡山県告示第三百七十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

平成三十年六月二十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
和気町	和気町役場佐伯庁舎	平成三十年 八月 一日
和気町役場		二日
和気町役場		三日
和気町役場		五日
和気町役場		二〇日
和気町役場		二三日
和気町役場		二五日
和気町役場		二八日
和気町役場		三〇日

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

〔三十一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年六月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おかやま多機能サポートネット

三 代表者の氏名

池田美枝子

四 主たる事務所の所在地

笠岡市九番町一―二二

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、とりわけ視覚障害・聴覚障害・その重複などをもつ方々、母子、父子、その他あらゆる人、場面に対して、日常生活支援に関する事業を行い、取り残される人のない、住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔三二二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年六月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県出先事務所等ネットワーク回線サービス提供業務 一式

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県出先事務所等ネットワーク回線サービス提供業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

平成31年1月1日から平成33年12月31日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、1月当たりの単価（本件役務を3年間提供するものとして算定した回線使用料総額の36分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに平成30年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第34号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定により総務大臣の登録を受けている電気通信事業者又は同法第16条第1項の規定により総務大臣に届出を行っている電気通信事業者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 086－226－7264（直通）

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課システム管理班

電話 086－226－7266（直通）

電子メールアドレス sec@pref.okayama.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年6月26日（火）から同年7月23日（月）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所で交付する。また、入札説明書は岡山県県民生活部情報政策課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）から入手することもできる。ただし、仕様書はホームページから入手することができない。

ウ その他

仕様書の交付時に機密保持誓約書を提出すること。また、落札者以外の者は、開札後、機密保持誓約書に基づき、速やかに仕様書を返却すること。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

平成30年6月26日（火）から同年7月23日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。）

(5) 入札者に要求される事項

(4)の一般競争入札参加申出書を提出した者は、平成30年8月7日（火）までの間において、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成30年8月7日（火） 午前10時

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし，代理人が持参する場合は，本人からの委任状を持参し，入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に 1 (1) の件名及び(1)の日時を記載したものに限る。）をして，郵送等（配達証明付きのものに限る。）により，平成30年 8 月 6 日（月）の午後 4 時までに 4 (1) の場所に提出すること。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第 8 号。以下「財務規則」という。） 第131条及び第133条の規定による。

- (3) 契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

- (4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

財務規則第137条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Service of network line for branch office of Okayama Prefectural
Government 1 set

(2) Service period

From 1 January, 2019 through 31 December, 2021

(3) Time limit for tender :

10 : 00 A.M. 7 August, 2018 (by mail 4 : 00 P.M. 6 August, 2018)

(4) Contact point for the notice :

Information policy section, Citizens services department, Okayama
Prefectural Government,

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL : 086-226-7266

〔三十三〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第四項の規定により、次の河川整備計画の変更案について、縦覧に供する。

この河川整備計画の変更案について意見を有する者は、縦覧期間の満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年六月二十六日

河川管理者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 変更する河川整備計画の名称

二級河川笹ヶ瀬川水系河川整備計画

二 縦覧の期間

平成三十年六月二十七日から同年七月二十七日まで

三 縦覧の場所

岡山県土木部河川課、岡山市下水道河川局下水道河川計画課、岡山市総務局行政事務管理課情報公開室、岡山市北区役所総務・地域振興課、岡山市南区役所総務・地域振興課、岡山市北区役所一宮地域センター、岡山市北区役所津高地域センター、岡山市北区役所高松地域センター、岡山市北区役所吉備地域センター、岡山市北区役所足守地域センター、岡山市南区役所妹尾地域センター、岡山市南区役所福田地域センター、岡山市南区役所興除地域センター、岡山市南区役所藤田地域センター、倉敷市建設局土木部土木課、倉敷市庄支所、総社市建設部土木課、総社市山手出張所及び吉備中央町建設課

〔三三四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十年六月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成三十年八月九日午前十時三十分から

二 開催場所

倉敷市西中新田六四〇番地 倉敷市役所五階五〇二会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十年七月九日から同月二十三日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は倉敷市建設局都市計画部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができず、提出者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画都市高速鉄道の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成三十年七月九日から同月二十三日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）又は倉敷市建設局都市計画部都市計画課（倉敷市西中新田六四〇番地 電話〇八六一四二六―三四五五）

別紙様式

意見書

平成30年6月26日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画都市
高速鉄道の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年六月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字木塚二五九―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市久米一八〇栢野方

坂田 圭

三 許可番号

岡山県指令建指第一六号

平成30年6月26日 岡山県公報 第12002号

〔三一六〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成三十年六月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 特定役務の名称

総務事務システムWindows Server二〇一六対応及び共通基盤移行業務

二 契約期間

平成三十年六月一日から平成三十一年七月十五日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局内部事務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年六月一日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社高知電子計算センター

高知県高知市本町四丁目一番一六号

六 契約金額

三九、三六三、八四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、九一五、八四〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔三一七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年六月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
交通事故現場図化用機器 一式
- (2) 借入物件の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間
平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第43号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

第12002号 岡山県公報 平成30年6月26日

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

平成30年8月20日（月） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年6月26日（火）から同年8月20日（月）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

（1）の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、（1）の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ120グラムであるので、注意すること。

（3）入札書の受領期限

平成30年8月22日（水） 午後4時

（4）開札の日時及び場所

平成30年8月23日（木） 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

（1）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

（3）契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

（4）入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成30年8月20日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められ場合には、それに応じなければならない。

（5）入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Digital stereo camera system 2 set and Digital photogrammetric analysis system 1 set

(2) Lease period :

From 1 January, 2019 through 31 December, 2023

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 22 August, 2018

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2216

◎岡山県公安委員会告示第九十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十年六月二十六日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級		試験区分	実施期日	時間	場所
施設警備業務（一級）	学科試験	平成三十年十月五日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎	
	実技試験	平成三十年十月二十七日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター	

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成三十年八月二十日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第九十八号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十年六月二十六日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の 種別及び級	試験 区分	実施期日	時 間	場 所
	学科 試験			
施設警備業 務（二級）	平成三十年十 月五日（金曜 日）	午前九時から午 前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一― 二五	岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技 試験	平成三十年十 一月十一日 （日曜日）	午前十時から午 後五時まで	岡山市北区御津中山四四四 ―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成三十年八月二十日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山市町村職員共済組合公告第六百七十二号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成二十九年年度決算の要旨を公告する。

平成三十年六月二十六日

岡山市町村職員共済組合理事長 山野通彦

平成30年6月26日 岡山県公報 第12002号

1 組合に属する地方公共団体数

市	町	村	一部事務 組合等	計
15	10	2	40	67

※ 一部事務組合等には、共済組合を含む。

2 組員数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の年度累計額等

組員種別	一般組員		市町村長 組員	特定消防 組員	長期 組員	市町村長 長期組員	任意継続 組員	計	第三号 厚生年金 被保険者
	一般職	特別職							
組員数 (人)	16,297	71	25	2,248	1	2	189	18,833	18,633
長期標準報酬の月額 (千円)	6,292,160	41,346	15,500	843,060	340	1,240	—	7,193,646	7,187,376
長期平均標準報酬の月額 (円)	386,093	582,338	620,000	375,026	340,000	620,000	—	385,842	385,733
長期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	24,418,107	192,565	73,551	3,019,130	1,569	5,925	—	27,710,847	27,684,838
短期標準報酬の月額 (千円)	6,390,420	49,376	20,490	843,090	340	1,470	67,310	7,372,496	—
短期平均標準報酬の月額 (円)	392,122	695,436	819,600	375,040	340,000	735,000	356,137	391,466	—
短期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	24,459,455	217,891	93,234	3,019,130	1,569	7,176	—	27,798,455	—

平成30年6月26日 岡山県公報 第12002号

3 組合の職員数

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	計
人 員	19人	2人	0人	2人	1人	24人

4 各経理単位別収支状況

短 期 経 理	
(収 入)	千円
短 期 負 担 金	5,547,528
介 護 負 担 金	496,996
短期掛金(任継掛金を含む。)	5,601,349
介護掛金(任継掛金を含む。)	505,798
連 合 会 交 付 金	571,828
利 息 及 び 配 当 金	493
賠 償 金	2,010
前年度繰越支払準備金	815,302
計	13,541,304
(支 出)	千円
保 健 給 付	4,801,155
休 業 給 付	537,345
災 害 給 付	3,360
附 加 給 付	33,295
前期高齢者納付金	2,998,972
後期高齢者支援金	2,258,299
病 床 転 換 支 援 金	13
老 人 保 健 拠 出 金	32
退職者給付拠出金	132,410
介 護 納 付 金	1,058,518
一 部 負 担 金 払 戻 金	60,320

厚 生 年 金 保 険 経 理	
(収 入)	千円
負 担 金	16,090,661
[標準報酬の月額分]	(7,480,884)
[標準期末手当等分]	(2,446,526)
[公 的 負 担 金]	(4,262,544)
[追 加 費 用]	(1,900,707)
組 合 員 保 険 料	9,927,166
[標準報酬の月額分]	(7,480,726)
[標準期末手当等分]	(2,446,440)
計	26,017,827
(支 出)	千円
負 担 金 払 込 金	16,090,661
組 合 員 保 険 料 払 込 金	9,927,166
計	26,017,827

退 職 等 年 金 経 理	
(収 入)	千円
負 担 金	835,645
[標準報酬の月額分]	(629,506)
[標準期末手当等分]	(206,139)
掛 金	835,647
[標準報酬の月額分]	(629,521)
[標準期末手当等分]	(206,126)
計	1,671,293
(支 出)	千円
負 担 金 払 込 金	835,645
掛 金 払 込 金	835,647
計	1,671,293

平成30年6月26日 岡山県公報 第12002号

連 合 会 払 込 金	147,632
連 合 会 抛 出 金	508,880
業 務 経 理 へ 繰 入	26,123
任 継 掛 金 還 付 金	6,423
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	829,617
計	13,402,394
差 引 当 期 利 益 金	138,910
前 年 度 末 利 益 剰 余 金	2,099,495
次 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	2,238,405

経 過 的 長 期 経 理	
(収 入)	千円
負 担 金	100,215
[標 準 報 酬 の 月 額 分]	(9,601)
[標 準 期 末 手 当 等 分]	(3,104)
[追 加 費 用]	(80,869)
[旧恩給組合条例給付に係る払込金]	(6,641)
計	100,215
(支 出)	千円
負 担 金 払 込 金	100,215
計	100,215

経 過 的 長 期 預 託 金 管 理 経 理	
(収 入)	千円
利 息 及 び 配 当 金	38,302
計	38,302
(支 出)	
支 払 利 息	38,302
計	38,302

業 務 経 理	
(収 入)	千円
負 担 金	213,972
連 合 会 交 付 金	106,727
利 息 及 び 配 当 金	143
短 期 経 理 より 繰 入	26,123
雑 収 入	163
計	347,128
(支 出)	
役 職 員 給 与	116,992
旅 費 ・ 事 務 費	18,585
委 託 費	13,599
賃 借 料	24,587
普 及 費	9,775
負 担 金	21,516
消 費 税	3,750
連 合 会 分 担 金	36,057
事 務 費 負 担 金 払 込 金	94,947
減 価 償 却 費	1,100

平成30年6月26日 岡山県公報 第12002号

そ の 他 の 支 出	1,100
計	342,007
差 引 当 期 利 益 金	5,121
前 年 度 末 利 益 剰 余 金	452,266
次 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	457,387

保 健 経 理	
(収 入)	千円
負 担 金	230,905
[標準報酬の月額分]	(170,504)
[標準期末手当等分]	(55,145)
[特定健診等負担金]	(5,256)
掛 金	228,838
[標準報酬の月額分]	(173,694)
[標準期末手当等分]	(55,144)
保 険 手 数 料	15,632
連 合 会 交 付 金	594
利 息 及 び 配 当 金	155
雑 益	9,196
計	485,320
(支 出)	千円
職 員 給 与	12,358
厚 生 費	359,028
特定健康診査等費	33,333
[特定健康診査費]	(13,046)
[特定保健指導費]	(20,287)
旅 費 ・ 事 務 費	2,962
委 託 費	2,218
賃 借 料	2,835
普及費・調査研究費	1,711

宿 泊 経 理	
(収 入)	千円
施 設 収 入	288,128
商 品 売 上	10,723
賃 貸 料	24,726
利 息 及 び 配 当 金	594
貸 倒 引 当 金 戻 入	186
保健経理より繰入	42,000
そ の 他 の 収 入	388
計	366,745
(支 出)	千円
旅 費 ・ 事 務 費	3,142
商 品 仕 入	8,198
事業用消耗品費	18,531
飲 食 材 料 費	56,863
委 託 費	131,706
委 託 管 理 費	36,004
光 熱 水 料	25,651
修 繕 費	26,622
洗 濯 費	7,853
賃 借 料	4,827
普 及 費	9,003
負 担 金	13,502
消 費 税	1,225

貯 金 経 理	
(収 入)	千円
利 息 及 び 配 当 金	630,930
有 価 証 券 売 却 益	28,030
償 還 差 益	3,687
計	662,647
(支 出)	千円
職 員 給 与	15,543
旅 費 ・ 事 務 費	2,601
賃 借 料	2,077
普 及 費	1,123
負 担 金	2,805
消 費 税	368
支 払 利 息	435,222
そ の 他 の 支 出	352
計	460,091
差引当期利益金	202,555
前年度末利益剰余金	3,240,763
次年度繰越利益剰余金	3,443,318

貸 付 経 理	
(収 入)	千円
組 合 員 貸 付 金 利 息	53,134
連 合 会 交 付 金	251
計	53,385
(支 出)	千円
職 員 給 与	4,612
旅 費 ・ 事 務 費	2,308
委 託 費	199
賃 借 料	1,002
負 担 金	795
普 及 費	1,145
消 費 税	323
支 払 利 息	38,208
連 合 会 払 込 金	2,759
そ の 他 の 支 出	50
計	51,402
差引当期利益金	1,983
前年度末利益剰余金	468,509
次年度繰越利益剰余金	470,492

平成30年6月26日 岡山県公報 第12002号

負 担 金	2,250
消 費 税	3,250
連 合 会 分 担 金	4,749
宿 泊 経 理 へ 繰 入	42,000
減価償却その他の支出	137
計	466,831
差 引 当 期 利 益 金	18,490
前年度末利益剰余金	624,807
次年度繰越利益剰余金	643,297

保 険 料	722
被 服 費	172
減価償却費・固定資産除却損	70,241
貸 倒 引 当 金 繰 入	218
そ の 他 の 支 出	410
計	414,890
差 引 当 期 損 失 金	48,144
前年度末利益剰余金	294,829
次年度繰越利益剰余金	246,685

〔五〕平成三十年六月一日付け公布岡山県告示第三百三十号（保安林の指定）に誤りがあつた。

二	行
第二十五条の二第二項	誤
第二十五条の二第一項	正

〔六〕平成三十年六月一日付け公布岡山県告示第三百三十一号（保安林の指定）に誤りがあつた。

二	行
第二十五条の二第二項	誤
第二十五条の二第二項	正